

酒田市・庄内町・遊佐町に
お住まいの方

＜転居費用補助＞

住居確保給付金のしおり

世帯収入の減少によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

（庄内町・遊佐町にお住まいの方のお問い合わせ先）

生活自立支援センターさかた

酒田市新橋2丁目1番地の19

（酒田市地域福祉センター内）

TEL: 0234-25-0350

FAX: 0234-24-6299

メール: jiritsu@sakata-shakyo.or.jp

（窓口・電話は平日8:30～17:15）

山形県庄内総合支庁地域保健福祉課

酒田市健康福祉部地域福祉課

令和7年8月版

転居費用補助とは

世帯員の死亡、離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

支給額：転居に要する経費のうち、支給対象となる経費

支給上限：転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額（庄内地域内での転居の場合は下記の額）

単身世帯	2人世帯	3人～5人世帯
105,000円	126,000円	138,000円

支給方法：大家等へ代理納付

転居費用補助を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

①基本要件

世帯員の死亡、離職、休業等により世帯収入額が著しく減少して経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがある

②収入減少期間要件

申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である

③生計維持要件

申請日の属する月において、主たる生計維持者である

④収入要件

申請日の属する月の世帯収入額が次の表の収入基準額以下である
(収入には、公的給付を含む)

世帯人数	基準額	収入基準額	収入基準額(上限額)
1人	7.9万円	+ 家賃額(ただし地域ごとに設定された住宅扶助基準額が上限)	11.4万円
2人	11.7万円		15.9万円
3人	14.5万円		19.1万円
4人	18.0万円		22.6万円
5人	21.5万円		26.1万円

⑤資産要件

申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	47.4万円
2人	70.2万円
3人	87.0万円
4人以上	100万円

⑥家計改善に関する要件

家計改善のため、次のA又はBのいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難である

A) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれる

B) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれる

※持ち家等の場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の月額と比較する

⑦類似給付の受給に関する調整規定

自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない

⑧その他

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

転居費用補助の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・ 鍵交換費用	・ 敷金（※） ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

（※）敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため、対象外としている。

支給対象とならない初期費用及び生活費が必要な方は

- ① 上の表のとおり、契約時に支払う家賃（前家賃）は支給対象となりません。その支払いが困難である場合は、転居費用補助の申請とは別に、家賃補助の申請をすることができます。要件等については、家賃補助のしおりでご確認ください。
- ② その他、敷金等の支給対象とはならない経費の支払いが困難な方や、当面の生活費が必要な方は、上記①のほか、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯 / 月20万円以内（単身 / 月15万円以内）
原則3ヶ月、最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

転居費用補助までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、転居費用補助を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付を活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

転居費用補助の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書類
 - ・生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1－1）
 - ・住居確保給付金申請時確認書（様式1－2A）
- ② 本人確認書類（次のいずれか。ただし顔写真のない書類の場合は2つ以上）
 - 〔 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本 等 〕
- ③ 収入減少関係書類
 - ・世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類
 - 〔 収入減少前後の給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページなど 〕
- ④ 離職等関係書類
 - ・世帯収入額が著しく減少する直前に、世帯員が死亡、離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
 - 〔 離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者等であることが確認できる何らかの書類 〕

⑤ 収入関係書類

- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
- 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受給している場合は支給通知書、その他各種福祉手帳

⑥ 金融資産関係書類

- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

⑦ 住居確保給付金要転居証明書（様式10）

- ・申請相談の中で、家計改善に係る支援を受け、家計の改善のために転居が必要であること及び転居のための費用の捻出が困難であることが認められた場合に交付されるもの

⑧（持家の場合のみ）居住維持費用関係書類

- ・居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

転居費用補助の申請から決定まで

◆ 転居費用補助の申請相談

- ・支給申請の前提として、申請相談の中で、家計改善に係る支援を受け、家計の改善のために転居が必要であること及び転居のための費用の捻出が困難であることが認められる必要があります。

◆ 転居費用補助の支給申請

- ・その後、必要書類を添えて、申請書を生活自立支援センター（p1記載）に提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配付されます。
- ・転居費用補助の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、転居費用補助支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
- ・敷金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨を不動産業者等に伝えてください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ 転居費用補助の確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、生活自立支援センターに提出してください。
- ・初期費用のほかに、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、その額及び内訳が確認できる書類も提出してください。

◆ 転居費用補助の審査

- ・審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- ・「住居確保給付金支給決定通知書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」の用紙が配付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・敷金等の支給対象とはならない経費を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みが可能です。
- ・当面の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し「住居確保給付金支給決定通知書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 賃貸借契約に基づき、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 転居費用補助の決定

- 既に「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を生活自立支援センターに提出してください。この際、初期費用以外の費用に係る見積書等を提出している場合や、転居費用補助が申請書ご自身の口座に支給された場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付してください。
- 転居費用補助のうち、転居先の住宅に係る初期費用については、自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。それ以外の経費については、関係業者又は受給者の口座に振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方は、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

支給額を変更する場合があります

◆ 転居費用補助の追加支給

- ・ 転居に要する費用の実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上妥当な範囲内であれば、その差額を追加支給することがあります。
- ・ 追加支給を申請される場合は、生活自立支援センターに「住居確保給付金変更支給申請書」をご提出ください。

◆ 転居費用補助の返還

- ・ 転居に要する費用の実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、その差額の返還を求めることになります。

転居費用補助の再支給について

- 転居費用補助の受給後に、世帯員の死亡、離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は本人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件（p2～p3）に該当する場合は、再支給を受けることができます。

転居費用補助を徴収する場合があります

- 転居費用補助の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収します。